

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業



補助金申請の手引き



多古町 産業経済課 経済振興係

☎0479-76-5404

(平日 8:30~17:15)

令和2年11月1日版

◎事業名

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

◎目的

町内で創業や事業承継する事業者に対して、事業開始時に要する経費の一部について補助することで、新たな魅力や活力、にぎわいを創出し、商業振興や地域経済の活性化を図る。

【事業例】

- 多古町の空き家を使って、カフェを開業したい
- 農産物を使って6次産業化のための起業がしたい
- 地方にリモートワークを想定した営業所を設置したい
- 趣味や経験を活かし、スモールビジネスで起業したい
- 両親から事業を継承するため、設備を一新したい など

◎補助対象者

- 町内で新たに事業を開始する個人・法人
- すでに町外で事業を営んでおり、新たに町内に営業所を設置する個人・法人
- 町内で現在営んでいる事業と異なる事業を、新たに町内で開始する個人・法人
- 事業承継し、事業開始する後継者 など

◎主な要件

- (1) 申請年度内に創業又は申請時に創業の日から6か月を経過していないこと
- (2) 営む業種が「小売業・卸売業・サービス業」その他これらに類すること
※ただし、新たな雇用や販わいの創出に寄与しない事業は除く。
- (3) 町内で5年以上継続して事業を行うこと。
- (4) 原則として、週20時間以上営業すること。
- (5) 許認可が必要なものは、当該許認可を取得していること。
- (6) 多古町商工会に加入していること又は事業開始6か月後に加入すること。
- (7) 住所又は所在地の税等に滞納がないこと。
- (8) フランチャイズチェーン方式等による出店ではないこと。
- (9) 対象経費の発注は原則、町内業者に発注すること。

*対象となる主な例

食料品販売店、靴屋、衣料品店、雑貨店、文房具店、酒屋 など
飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店、カフェ、和菓子・洋菓子店、旅館 など
理美容店、クリーニング店、たばこ屋、本屋、家電販売店、花屋 など

*対象とならない主な例

倉庫業、駐車場業、古紙卸売業、百貨店、総合スーパー、家事サービス業、墓地管理業、冠婚葬祭業、
運転代行業、通信販売業、ハウスクリーニング業、無店舗小売業、自販機による小売業、不動産管理業、
一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣業、宗教団体 など

◎補助対象経費

項目	対象経費例	対象外経費例	補助率	上限額
会社設立費用	<ul style="list-style-type: none"> ・司法書士や行政書士など専門家への報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款認証料 ・収入印紙代 	補助対象経費の1/2以内	20万円
設備費用	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置や工具器具備品の調達費用(原則リース・レンタルでの調達) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア購入費 ・ライセンス費用 ・汎用性が高く、事業以外にも使えるもの(パソコン、カメラ等) 	補助対象経費の1/2以内	50万円
工事費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所や店舗の内外装工事費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金、保証金等 ・火災、地震保険料 	補助対象経費の1/2以内	50万円 (空き店舗等を活用する場合は100万円)
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の賃借料(店舗併用住宅の場合、事業の用に供する部分のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金、保証金等 ・管理費、共益費 ・駐車場賃借料 ・仲介手数料 ・火災保険料、地震保険料 	補助対象経費の1/2以内	月額5万円 (通算12か月を限度とする。)
広告宣伝費用	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの印刷費用 ・看板の制作費用 ・市場調査や宣伝のための外部人材への報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・宣伝広告に使った切手代 	補助対象経費の1/2以内	20万円

◎申請に必要な書類

書類	補足説明
交付申請書	別記第 1 号様式
実施計画書	
資金計画書及び収支予算書	
賃貸借契約書の写し	事業所等を賃貸する場合のみ
対象経費に係る見積書の写し	
登録事項証明書の写し	当該申請人が法人の場合のみ
開業等届出書の写し	当該申請人が個人の場合のみ
営業許可書の写し	当該申請事業が許認可を必要とする業種の場合のみ
税の滞納がないことを証明できる書類	
誓約書	
その他町長が必要と認める書類	

◎申請方法等

- (1) 郵送（簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法による）
〒289-2292 多古町多古 584 番地 多古町役場 産業経済課 経済振興係 宛
- (2) 窓口
多古町多古 584 番地 多古町役場 2 階 産業経済課 経済振興係
- (3) 申請書等の入手方法 ①多古町ホームページからダウンロード ②役場産業経済課窓口
- (4) 申請期限 多古町ホームページ又は役場産業経済課 ☎0479(76)5404 にて確認

◎誓約事項

- 1 申請年度内に創業又は申請時に創業の日から 6 か月を経過していないこと。
- 2 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める産業のうち小売業、卸売業、サービス業その他これらに類する事業のうち、商業の振興、地域の活性化、又はにぎわいの創出に寄与すると認められる事業であること。
- 3 創業の日から 5 年間は、事業を継続すること。
- 4 原則として 1 週間当たり 20 時間以上の営業を行うこと。
- 5 許認可等が必要な業種については、既に当該許認可等を受けていること。
- 6 多古町商工会に加入していること又は事業開始 6 か月後に加入すること。
- 7 住所又は所在地の税等に滞納がないこと。
- 8 多古町暴力団排除条例(平成 24 年多古町条例第 1 号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- 9 フランチャイズチェーン方式等による出店でないこと。
- 10 補助対象経費に係る発注は、町内業者に請け負わせること。
- 11 過去にこの補助金の適用を受けていないこと。
- 12 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づく返還命令に従い、補助金を返還すること。

◎補助金の返還

自己都合により事業の継続が5年以上できなかった場合は、事業の継続期間に応じ、交付決定額に返還率を乗じて得た金額を返還金額として、返還するよう求めることができる。

※対象者が死亡する等、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。

創業の日からの事業継続期間	返還率（交付決定額に対する比率）
1年未満	100%
1年以上2年未満	80%
2年以上3年未満	60%
3年以上4年未満	40%
4年以上5年未満	20%

◎お問合せ

多古町 産業経済課 経済振興係 Tel0479-76-5404（平日の8:30~17:15）

【参考】中小企業基本法上の類型（下記 URL より分類項目名、説明、内容例示を確認ください）

URL : http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/O2toukatsu01_03000023.html

第 1 3 回改定（平成 2 6 年 4 月 1 日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）